

公益社団法人競走馬育成協会 競馬関連機材等有効活用事業 実施要領

制定 平成 25 年 1 月 4 日

改正 平成 29 年 1 月 20 日

公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）は、会員が必要とする競馬関連機材の安価な取得に資するため、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）の競馬場等での使用を取りやめた競馬関連の機器及び資材（以下「機材」という。）を対象にして、競馬関連機材等有効活用事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、本事業の実施に関しては、この要領の定めによるものとする。

1 対象機材

事業の対象とする機材（以下「対象機材」という。）は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) これまで JRA の競馬場等で利用されていたものであること。
- (2) JRA 又は JRA 関連団体から提供されるものであること。
- (3) 現状のまま、或いは整備することにより、再利用が可能なものであること。

2 事業の手順

事業は、次の手順により行うものとする。

(1) 情報の収集

協会は、JRA 及び JRA 関連団体（以下「機材提供者」という。）へ、随時、対象機材の発生に関する情報の提供を依頼し、対象機材の確保に努める。

(2) 情報の通知

協会は、機材提供者から対象機材の発生に関する情報の提供があった場合は、その都度、地域担当理事へ、その概要を通知する。

(3) 取得希望者の推薦

地域担当理事は、所属している会員の中から、(2) で通知された対象機材の取得を希望する会員（以下「取得希望会員」という。）を、協会へ推薦する。

(4) 取得者の選定

- ① 協会は、地域担当理事から推薦があった取得希望会員について、抽選等の方法により取得者を選定する。
- ② 前回の抽選等に外れた会員には、優先倍率の適用を行う。
- ③ 前年度の機材取得が完了していない会員や当該年度の会費が未納の会員等会長が不適当と認めた会員は選定の対象から除外する。
- ④ 既に本事業によって取得した機材と同種のものを希望する会員は、他に希望者がいない場合を除き、選定の対象から除外する。
- ⑤ 一会員が取得できる機材は、他に希望者がいない場合を除き、機材の種類に係わらず当該年度内に一機材までとする。

⑥ 一回の抽選会で複数の機材に当選した場合は、どちらか一方を選択し、それ以外の機材は補欠順位上位の者を当選者とする。

⑦ 上記の一機材とは、単一で機能を有する機材または一定の集合体で機能し目的を達する単位とする。

⑧ 協会は、取得者の選定の結果を地域担当理事へ通知し、担当理事は、会員へ通知する。

(5) 機材提供者への通知

協会は、機材提供者に対し、対象機材の取得希望会員名を通知する。

3 対象機材の取得

対象機材の取得が決定した会員（以下「取得会員」という。）は、次の方法で取得するものとする。

(1) 取得会員は、対象機材の引き取りに際し、予め、機材提供者に対して引き取りに係る日時、場所、方法並びに業者を介する場合は、その業者名等を連絡することとし、その手順については、機材提供者の指示に従うものとする。

(2) 引き取り完了後は、対象機材の有償・無償を問わず、機材提供者に受領書と転売しない旨の確認書を手交し、その方法及び結果について、協会へ報告するものとする。

(3) 取得会員は、対象機材の引き取りに係る一切の経費を自弁するものとする。

(4) 対象機材が有償の場合は、取扱業者が介在する場合（例：車両等の下取り対象機材のディーラー等）にあつては、提供者と代金の支払い方法等協議するものとする。

(5) 対象機材が、有償若しくは無償の何れの場合においても、取得会員は、対象機材取得後の返還は、特別の場合を除きできないものとし、その廃棄については、取得会員の責において行うものとする。

4 手数料の納付

取得会員は、取得機材が無償・有償を問わず、1機材につき3万円の手数料を協会へ納付するものとする。

5 この要領の以外のことは別途協議するものとする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、本協会が公益認定を受け、移行登記をした日（平成25年1月4日、以下「登記日」という。）から適用する。

(廃止)

2 競馬関連機材等有効活用事業実施要領（平成15年7月17日制定）は、登記日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行する。